

議案第 8 号

野田市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

野田市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のよう
に定める。

令和2年3月3日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

野田市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年野田市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第5条第5号中「住宅街区整備事業」の次に「、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）に基づく防災街区整備事業」を加える。

第12条第1項第1号中「入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める保証人の連署する請書」を「規則で定める書類」に改める。

第43条第3項中「年5分の割合」を「法定利率」に改める。

別表野田市営太子堂団地の項を削る。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由

民法の一部改正等を受けて、入居手続に関する規定等を整備するとともに、入居者の退去に伴い老朽化した野田市宮太子堂団地の用途を廃止しようとするものである。

野田市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表
(下線の部分は改正部分)

○ 野田市営住宅の設置及び管理に関する条例 (平成9年野田市条例第16号)

改 正 案	現 行
(公募の例外) 第 5 条 市長は、次の各号に掲げる事由に係る者を公募を行わず、市営住宅に入居させることができる。 (1)～(4) (略) (5) 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 59 条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法(昭和 29 年法律第 119 号)第 3 条第 4 項若しくは第 5 項の規定に基づく土地区画整理事業、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和 50 年法律第 67 号)に基づく住宅街区整備事業、<u>密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成 9 年法律第 49 号)に基づく防災街区整備事業又は都市再開発法(昭和 44 年法律第 38 号)に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却</u> (6)～(8) (略) (住宅入居の手続) 第 12 条 市営住宅の入居決定者は、決定のあった日から 10 日以内に、次の各号に掲げる手続をしなければならない。 (1) <u>規則で定める書類</u>を提出すること。 (2) (略) 2～5 (略) (住宅の明渡請求) 第 43 条 (略) 2 (略) 3 市長は、第 1 項第 1 号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対し、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額<u>に法定利率</u>による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の 2 倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。 4～6 (略)	(公募の例外) 第 5 条 市長は、次の各号に掲げる事由に係る者を公募を行わず、市営住宅に入居させることができる。 (1)～(4) (略) (5) 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 59 条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法(昭和 29 年法律第 119 号)第 3 条第 4 項若しくは第 5 項の規定に基づく土地区画整理事業、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和 50 年法律第 67 号)に基づく住宅街区整備事業又は都市再開発法(昭和 44 年法律第 38 号)に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却 (6)～(8) (略) (住宅入居の手続) 第 12 条 市営住宅の入居決定者は、決定のあった日から 10 日以内に、次の各号に掲げる手続をしなければならない。 (1) <u>入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める保証人の連署する請書</u>を提出すること。 (2) (略) 2～5 (略) (住宅の明渡請求) 第 43 条 (略) 2 (略) 3 市長は、第 1 項第 1 号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対し、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額<u>に年 5 分の割合</u>による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の 2 倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。 4～6 (略)

別表(第3条第2項)		別表(第3条第2項)	
名称	位置	名称	位置
(削る。)		野田市宮太子堂団地	野田市上花輪 1335 番
(略)		地	
		(略)	